

愛知県立高蔵寺高等学校「生徒心得」

登下校について

通学には制服（服装規定は別記）を着用し生徒手帳を携帯する。また、交通ルールを遵守し、事故のないよう心掛ける。

- (1) 登下校途中、風紀上好ましくない場所へは立ち寄らない。
- (2) 登下校に自動二輪車、原動機付き自転車、自動車の利用は厳禁とする。また特別な事情のない限り自家用車などによる送迎は控える。
- (3) 自転車通学は許可制とする。許可された生徒は許可条件を確實に守り、事故のないよう注意する。

○許可条件

- ア 自宅が定められた範囲にある。
- イ 危険性の高い自転車は使用しない。
- ウ 防犯登録を行う。
- エ 雨天時は、雨ガッパを必ず着用し、傘さし運転は絶対にしない。
- オ 自転車は常に整備し、特にブレーキ、ベル、ライトが故障したものは使用しない。
- カ 自転車は指定された場所に整頓して置き、必ず施錠（二重施錠）する。
- キ その他、生徒指導部が通学用に不適格と判断した自転車は、使用を認めないことがある。

- (4) 自転車通学を利用する生徒は、自転車保険に加入する。その際、ヘルメットの着用に努める。

校外生活

常に高校生としての自覚と節度を持ち、自己の行為に対して責任を持つとともに、自分や他者の人権を尊重した行動を心掛ける。

(1) 外出

- ア 保護者に無断で夜間の外出、外泊はしない。
- イ 風紀上好ましくない場所に入らない。
- ウ 他校生その他一般社会人との交友においては、特に節度を守る。
- エ 公式戦・練習試合等で他校を訪問する際は、部顧問の指示に従うこと。

(2) 旅行

- ア 宿泊を伴うものについては、保護者または保護者に代わる責任者の同意を必要とする。
 - イ 学生割引証を必要とする場合は、ホームページより様式をダウンロードし旅行届に添えて提出する。
-
- (3) アルバイトについては、原則として禁止する。家庭の事情でアルバイトが必要な場合は、担任・生徒指導部を通じ校長の許可を得る。

生活態度

集団生活において、お互いがルールやマナーを守り、協力し合いながら、全ての生徒が豊かな学校生活が送れるよう以下の点に留意する。

- (1) 挨拶の励行。学校内外を問わず元気よく挨拶をする。

- (2) 高校生らしいさわやかな言動。言葉遣いに留意し、品位を損なわないようにする。
- (3) 交友関係は節度のあるものにする。
- (4) 校内の施設・設備は大切に使用する。破損などが生じた場合は、直ちに担任に申し出る。
- (5) 学校内外の印刷物の掲示・配布などについては、事前に学校の許可を得る。
- (6) SNSなどを利用する際には、プライバシーや人権の侵害にならないよう十分配慮する。
- (7) 禁止事項

- ア 個人を特定するような誹謗中傷や、いじめ、SNSなどによる不適切な書き込みや個人情報の拡散。
- イ 飲酒、喫煙、禁止薬物、暴力行為等、法に触れる行為。
- ウ 金銭の無断徴収、金品の授受、賃借。
- エ 教育活動に不必要的物品の持参。
- オ 原動機付き自転車、自動二輪車、自動車等の運転及び免許の取得。

不慮の事故、災害、緊急事態が家庭で発生した場合は、担任または学校へすみやかに連絡する。

愛知県立高蔵寺高等学校 0568(92)9000

服装規定

高校生らしく品位を損なわないように着用する。

1 制服

(1) 詰襟型

冬服 学校指定の黒色、詰襟型学生服を着用し、上着には校章入りのボタンをつけ、左襟には学年指定のバッジをつける。ズボンはシングルで上着と同色とし、標準型のノータック、ワンタックのどちらかを着用する。学校指定の長袖カッターシャツを着用すれば校内において学生服を脱いでもよい。

夏服 上着は学校指定の半袖もしくは長袖のカッターシャツとする。ズボンは冬服と同形同色とする。インナーは華美でないものとする。

(2) セーラー型

冬服 学校指定の標準型セーラー服を着用し、左胸に学年指定のバッジをつける。スカート丈は膝を基準とする。

夏服 学校指定の標準型半袖もしくは長袖セーラー服とする。スカートは冬服と同形同色で、スカート丈は膝を基準とする。

※準制服として、授業中のカーディガンの着用を認める。ただし黒または紺の無地のものを着用する。サイズが合うものを着用し、制服が隠れてしまうものは着用しない。

(3) 更衣の時期

冬服着用期間 12月～2月

夏服着用期間 6月～8月

上記を目安とし季節に合った服装を心掛ける。

(4) 式典時の服装については、指示に従い対応する。

2 その他の身だしなみについて

(1) 靴下、ストッキングは華美でないものとする。

- (2) 校舎内の上履きは、指定のスリッパとする（色は学年色）。
- (3) 防寒着を着用する場合は、次のとおりとする。
 - ア 防寒着は華美でない上着の着用を認める。ただし、校舎内での防寒着の着用については指示に従い対応する
 - ※合服・夏服の上からは着用しない。
 - イ レッグウォーマーの着用は、原則認めない。
- (4) 通学バッグは、高校生としてふさわしい通学に適したものとする。
- (5) 頭髪
 - ア 高校生としてふさわしい品位ある髪型とし、全体を清潔にまとめる。
 - イ パーマ、脱色・染色等、特殊加工はしない。
- (6) 異装
 - やむを得ない事由等により異装が必要な場合には、「異装届」（生徒手帳を使用）を利用し、生徒指導部の許可を受ける。
- (7) 装飾品は身につけない。化粧等はしない。

「生徒心得」 見直しの手続き

- 1 生徒会は、生徒心得の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、生徒心得の変更を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあった時、または生徒心得の変更が必要と判断した時は、生徒や教員、または保護者等から意見を募り、校務委員会や職員会議でその内容を議論する。
- 3 校長は、生徒や教員、または保護者等からの意見や、校務委員会や職員会議での議論、本校のスクールポリシー、教育目標を踏まえ、生徒心得の変更について決定する。